

## 議案第33号

### 愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について

愛西市在宅障害者扶助料支給条例（平成17年愛西市条例第107号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年6月1日提出

愛西市長 八木 忠 男

#### 提案理由

この案を提出するのは、社会福祉法及び介護保険法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第19号

### 愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例

愛西市在宅障害者扶助料支給条例（平成17年愛西市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第15条に」を「第12条第1項に」に、「判定されたもの」を「判定された者」に改める。

第3条第2号中「、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム及び知的障害者通園寮」を削り、「、介護保険法」を「若しくは介護保険法」に、「第7条第19項」を「第8条第24項」に改め、「若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項第1号及び第2号に規定する精神障害者社会復帰施設」を削り、「独立行政法人国立病院機構に入所している者」を「指定医療機関に入院している者」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。